

届出に係る加算等の算定の開始時期

※届出に係る加算等については、サービス種類により算定を開始する時期が異なりますのでご注意ください。

サービス種類（介護予防含む）	算定の開始時期
<ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問介護 ・ 訪問入浴介護 ・ 訪問看護 ・ 訪問リハビリテーション ・ 居宅療養管理指導 ・ 通所介護 ・ 通所リハビリテーション ・ 福祉用具貸与 ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・ 夜間対応型訪問介護看護 ・ 地域密着型通所介護 ・ 認知症対応型共同生活介護 ・ 小規模多機能型居宅介護 ・ 看護小規模多機能型居宅介護 ・ 居宅介護支援 ・ 介護予防支援 	<p>届出が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月 15 日以前 →届出された月の翌月から ・ 毎月 16 日以降 →届出された月の翌々月から
<ul style="list-style-type: none"> ・ 短期入所生活介護 ・ 短期入所療養介護 ・ 特定施設入居者生活介護 ・ 認知症対応型共同生活介護 ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護 ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・ 介護老人福祉施設 ・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院 ・ 介護療養型医療施設 	<p>届出が受理された月の翌月から (届出が受理された日が月の初日である場合は当該月から)</p>